

控除限度額の計算に関する明細書（第 20 号の 4 様式別表 2）記載の手引

（令和元年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人及び特別区と他の市町村に事務所又は事業所を有する法人が市町村民税の控除限度額を地方税法施行令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第 7 号の 2 様式（その 2）の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 7 号の 2 様式（その 2）の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「法人税の控除限度額①」	法人税の明細書別表 6（3）の「1」欄の金額を記載します。
3 「従業者数②」	地方税法第 321 条の 13 第 2 項に規定する従業者の数を各市町村（特別区に存する区域において都民税の法人税割を課される場合の都を含みます。以下同じです。）ごとに記載します。
4 「②で按分した法人税の控除限度額④」	「法人税の控除限度額①」欄の金額を従業者数の「合計③」欄の総従業者数で除して 1 人当たりの法人税の控除限度額を算出し、「従業者数②」欄（各市町村ごとの従業者数）の数を乗じて得た金額を記載します。 このとき、1 人当たりの法人税の控除限度額に、小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該総従業者数の桁数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。 また、当該乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
5 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。 (1) 2 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人で、特別区の存する区域に事務所又は事業所を有する法人の「特別区分」欄 この欄には、特別区の存する区域において都が課する都民税の法人税割の税率から第 7 号の 2 様式別表 2 の「特別区分」欄に記載した税率を控除した割合を記載します。 (2) 都内の市町村と特別区の双方に事務所又は事業所を有する法人の「特別区分」の欄 この欄には、地方税法施行規則第 10 条の 2 の 6 第 1 項第 1 号ロで規定する割合を記載します。
6 「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの「④」欄の金額に各市町村ごとの「⑤」欄の税率を乗じて得た金額を記載します。 この場合において、当該乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
7 「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの「②」欄の従業者数に「⑤」欄の税率を乗じて得た数を 100 分の 6 [※] で除して得た従業者数を記載します。 この場合において、当該除して得た従業者数に 1 人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

※ 平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、100 分の 6 とするのは 100 分の 9.7 とします。